

IV-7-(3) 学校いじめ防止基本方針

「学校いじめ防止基本方針」

嘉麻市立稲築東中学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにすること

※参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」第13条

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」「いじめられている子を最後まで守り抜く」という意識
- いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

※参考資料

- ・「いじめ防止対策推進法」第2条、第3条
- ・「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日 文部科学省通知）
- ・『いじめの防止等のための基本的な方針』の改定及び『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の策定について」（平成29年3月16日 文部科学省通知）
- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】P3～5（平成27年3月福岡県教育委員会）

(2) 校内組織（校内いじめ問題対策委員会等）の整備

ア 構成員

組織の名称		校内いじめ問題対策委員会			
組織の構成員	教職員	職名等	氏名	校内での役職名	備考
		校長	朝比奈 昌二	—	—
		教頭	三浦 風弥	—	—
		教諭	和多 宏喜	生徒指導主事	2年所属
		講師	下村 昌寛	補導担当教員	3年所属
		養護教諭	野見山 晴佳	健康教育部長	
		教諭	道崎 俊宏	人権・同和教育担当	1年所属
		教諭		いじめ事案の該当学年主任	
		教諭		いじめ事案の該当担任	
	外部専門家等	スクールカウンセラー		—	—
学校支援専門員		上田 拓治	—	—	

		学校医			
--	--	-----	--	--	--

イ 校内組織の役割

年間計画の作成，相談・通報の窓口，情報の収集・記録，いじめの判断，対応方針の決定，PDC Aサイクルによるいじめ問題への取組の検証等

定期的な開催（月1回以上）

※参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日 文部科学大臣決定 P26～28）
- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】P38～40（平成27年3月福岡県教育委員会）

(3) 関係機関との連携

警察への相談・通報

市町村いじめ問題対策連絡協議会

要保護児童対策連絡協議会

校区ケース会議

学校警察連絡協議会

(4) 報告体制

いじめの報告体制

※参考資料

- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会 P28）

(5) いじめの問題に関する教員研修

いじめの問題についての適切な認知と共通理解に関する研修

いじめの問題に関する教職員の指導力の向上を図る研修

教職員の資質を高める研修

※参考資料

- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会 P46～50）

(6) いじめの問題への対応【年間計画・いじめの問題への対応の手順・重大事態への対応体制・重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ】

ア いじめの未然防止の取組

豊かな人間性を育む教育活動の推進

生徒指導の視点に立つ授業づくり

独自の取組

※参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日 文部科学大臣決定 P29～30）
- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会 P11～24）
- ・「生徒指導リーフ4.8.9」（平成24年6月，9月 文部科学省・国立教育施策研究所）

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き—小・中学校編—」や「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」等を活用した早期発見の取組の実施
- 「いじめに特化したアンケート簡易版」又は「学校生活アンケート」の月1回の実施
- 「いじめに特化した無記名アンケート」「学校生活・環境多面調査」等の学期1回程度の実施
- 教育相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく全児童生徒対象の個人面談：学期1回程度）
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施
- 年間計画の作成（**別紙1** 年間指導計画（例））

※参考資料

- ・いじめ問題に係る取組の実施状況調査について（文書番号25教義1105号平成25年5月30日）
[いじめ問題に係る取組の実施状況調査（学校配付用）項目]
- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引」（平成19年3月 福岡県教育委員会）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日文部科学大臣決定 P26～28）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part3）（平成25年国立教育施策研究所）
- ・「生徒指導リーフ4」（平成24年6月 文部科学省，国立教育施策研究所）

ウ いじめの早期対応の取組

- いじめに対する基本姿勢
- 1次・2次・3次対応による支援と指導等（**別紙2**参照）
（いじめられた児童生徒への対応，いじめた児童生徒への対応，保護者との連携）
- 市町村の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用
- 警察等との連携（通報）

※参考資料

- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」—小中学校編—（平成19年3月福岡県教育委員会P4）
- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会P33～36）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日文部科学大臣決定 P29～31）

エ 重大事態への対処

- 重大事態の定義
- 重大事態の対応体制と報告（**別紙3**，**別紙4**参照）
- 調査を行うための組織
- 調査結果の提供及び報告
- 調査結果を踏まえた対応

※参考資料

- ・福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会 P89～99）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日文科科学大臣決定 P31～42）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月14日文科科学省）

(7) ネット上のいじめへの対応

- 情報モラル教育の実施
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

(8) 教育相談体制

- スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の配置
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- PTA行事成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用

(10) 取組状況の評価

- 学校評価・教員評価の実施
- 各学期の取組を評価・分析

参考資料

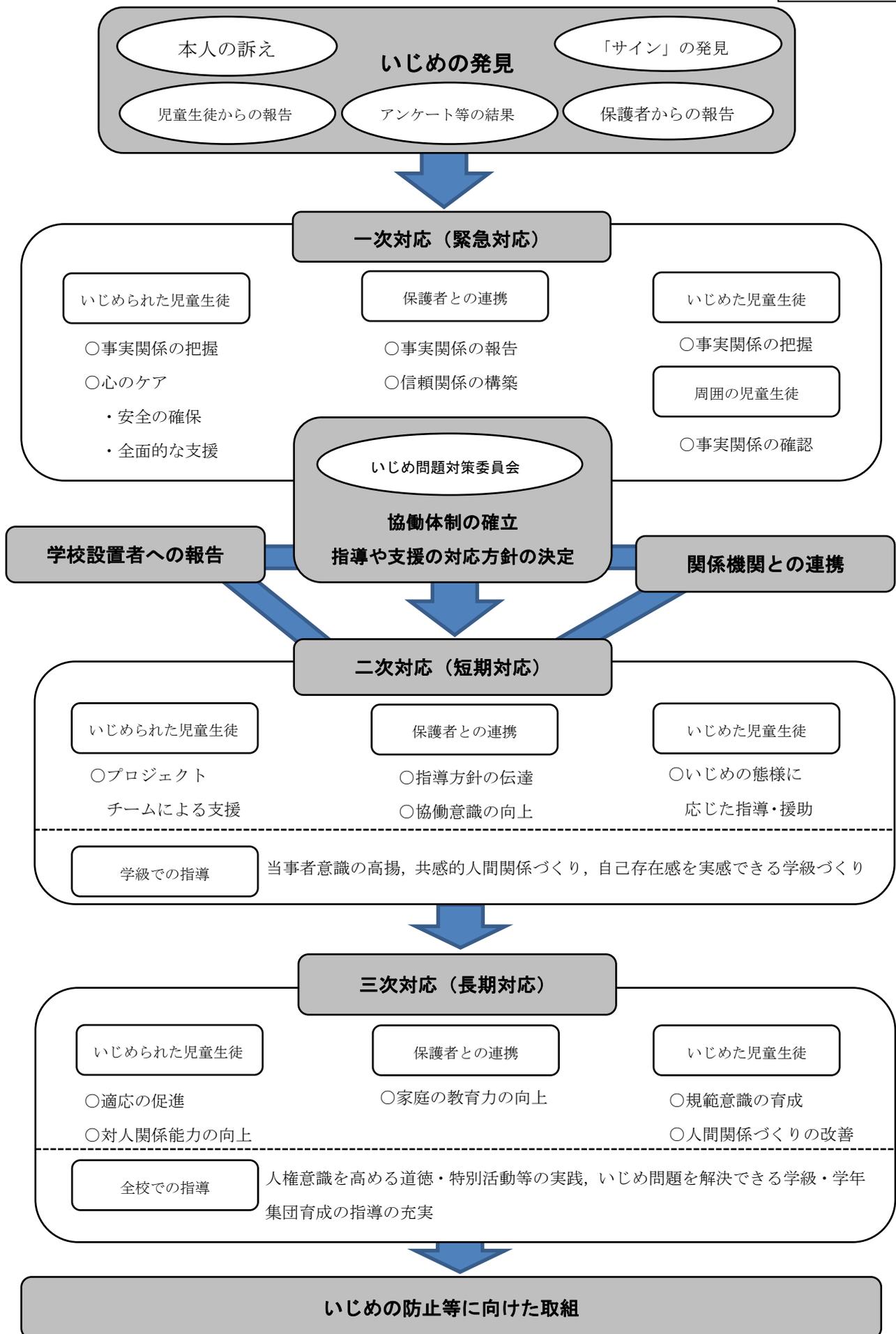
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日文科科学大臣決定 P22～23）

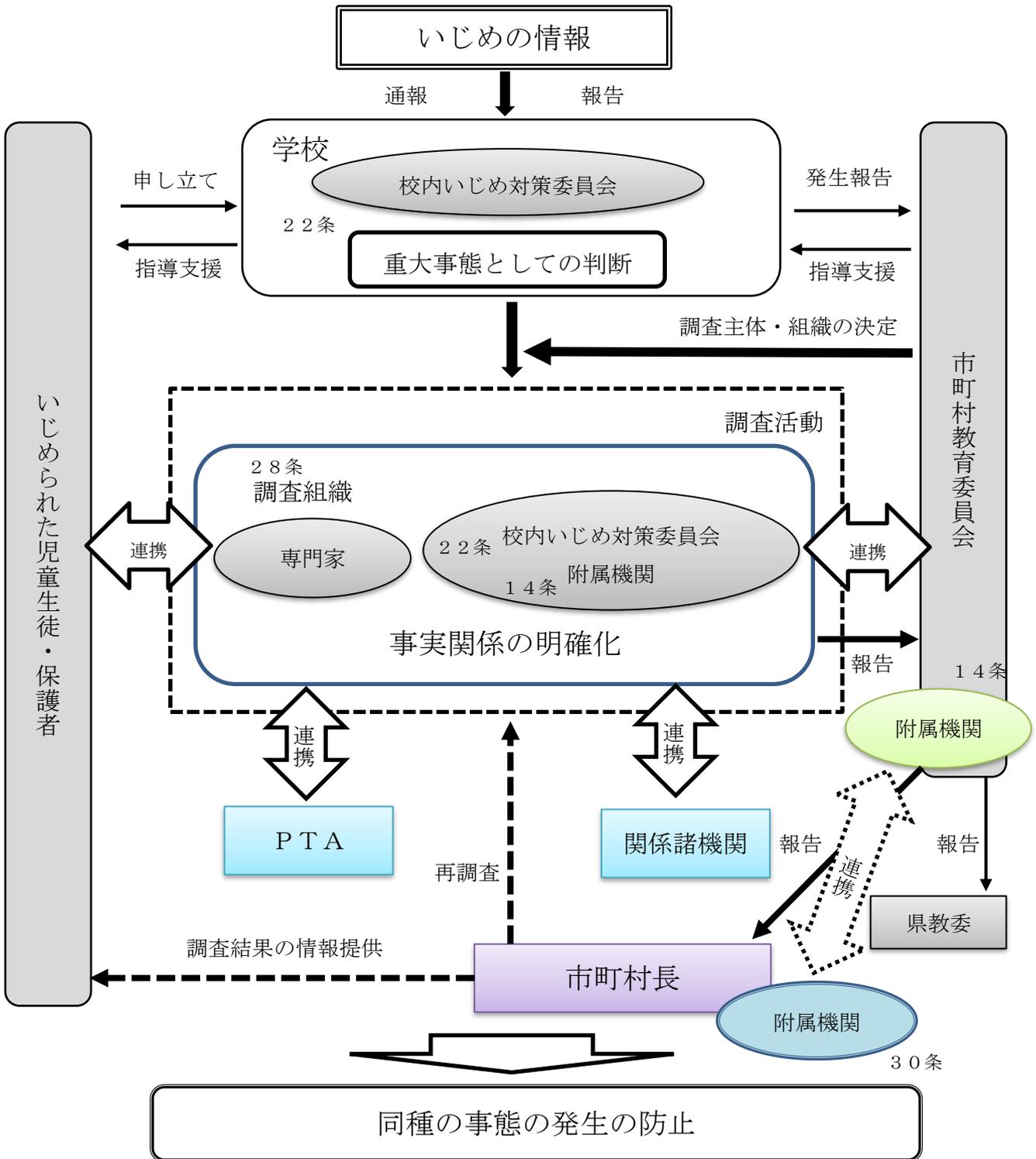
(11) 学校評価・教員評価

- アンケート等による学校評価

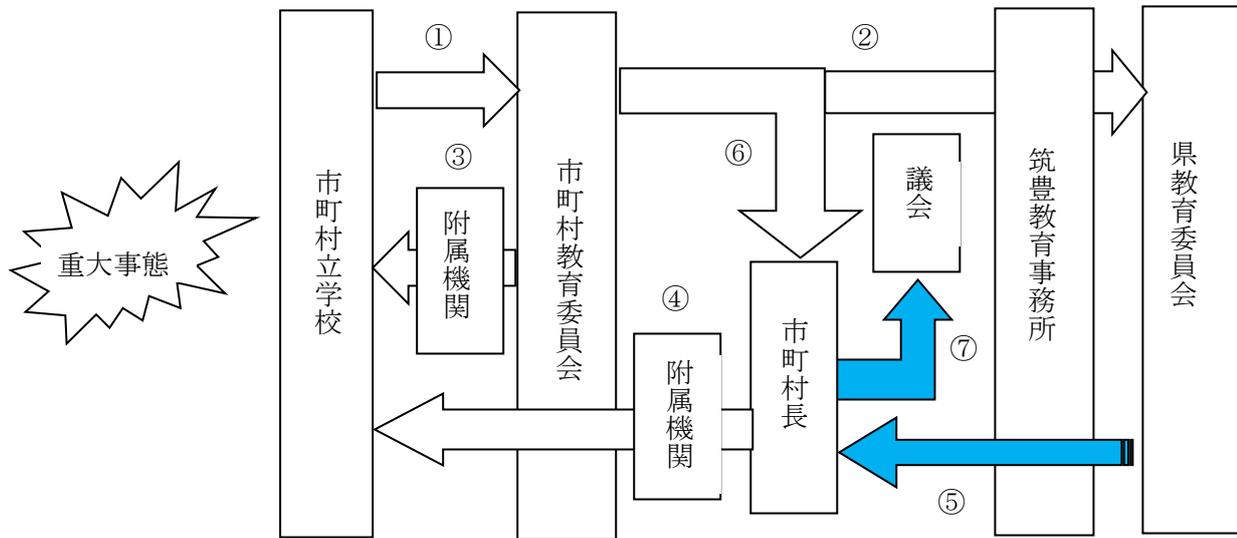
・ いじめの問題への対応の手順（例）

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制 の整備(*月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進(●年間)	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の児童生徒への周知 ◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査 ●相談ポスト ▲	*校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	・学校いじめ防止基本方針の公表・周知 ●いじめを生まない教育活動の推進 ▲	
5月	◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇「学校生活アンケート」 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」 「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ生徒理解の研修		・1学期の取組を評価・分析
9月	◇「学校生活アンケート」 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会		
10月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
11月	◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート」 「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等向け研修会等	
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」 ▼	*校内いじめ問題対策委員会		・年間の取組を評価・分析 ▼
3月	◇「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会		





重大事態が発生した場合、市町村立学校は、直ちに当該市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は市町村長及び県教育委員会へ事態発生について報告しなければならない。



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 附属機関による調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）